

講座詳細

身体拘束・虐待防止

1. 虐待とは何か

類型	行為(概要)
①身体的虐待	身体を傷つけたり、傷つける恐れのある暴行を加える行為
②ネグレクト (介護放棄)	食事を与えなかったり、長時間放置したりする行為
③心理的虐待	暴言を吐いたり、拒絶したりする行為
④性的虐待	わいせつな行為をしたり、させたりする行為
⑤経済的虐待	財産を不当に処分したり、不当に財産を没収する行為



2. 身体拘束とは何か

(1)身体拘束とは

介護保険法における身体拘束禁止に関する規定

○サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

講座の内容解説

本講座では、まずは身体拘束について、身体拘束とは何か、身体拘束はなぜ問題なのか、身体拘束の廃止に向けての3つの原則と5つの方針について学びます。次に虐待について、虐待とは何か、虐待の種類と内容、介護職員はどう対応すべきか、虐待の廃止に向けて取り組むべきことについて学びます。

■ カテゴリ：職能別（職種転換）

■ 講義タイトルと学習時間

講義タイトル	学習時間(分)
・研修の目的	3
・身体拘束とは	5
・身体拘束がもたらす弊害	4
・身体拘束の影響	6
・3つの原則	5
・身体拘束廃止のための5つの方針	6
・虐待とは	3

ココがキャリアアップに繋がる！

本研修の目的は、ご利用者様の権利を知り、どのような行為が身体拘束であるかを認識するとともに、ご利用者様の権利がどのように侵害されるか具体的な場面を知り、身体拘束・虐待の廃止に向けた取り組みができるようになることです。

■ 学習時間：合計1時間

講義タイトル	学習時間(分)
・虐待の種類	5
・事業者および職員の責務	5
・虐待をどのように捉えるのか	8
・これから取り組むべき事	5
確認テスト	5

Point

- 身体拘束について深く理解することができる
- 虐待とはなにか、種類と内容について学ぶことができる
- 廃止に向けてどのような取り組みができるか考えることができる



担当者様のご意見

ご利用者様の権利を知り、身体拘束・虐待の廃止に向けた取り組みを積極的にできるようになると思いますね。